

## 4) 法動態部門(部門責任者)

### 常本照樹 (教授・憲法)

我が国における法動態をその現場において見分するのみならず、主体的な関与の機会を得ているのが、2008年6月6日に衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、これを受けて町村内閣官房長官が「アイヌ民族が先住民族であるとの認識に基づいて」総合的政策を立案し実施するとの談話を発表したことによりスタートしたアイヌ政策の形成過程への参画においてであることは、これまでの年次報告においても触れてきたところである。

2012年は、筆者が部会長を務めるアイヌ政策推進会議(座長:内閣官房長官)政策推進作業部会が本格的に稼働し、「民族共生の象徴となる空間」の整備、全国的見地から必要な生活向上施策の検討・実施、アイヌに関する国民理解の促進を3本柱として、ほぼ2ヶ月に1回の割合で開催・審議した。ただ、象徴空間を構成する文化施設(国立博物館が中心)と慰霊施設のうち、前者は文化庁が開催する委員会において専門的検討が行われることとなったため、作業部会においては、その報告を受けつつ、部会としてはそれ以外のテーマを取り上げることとなった。これらのうち、慰霊施設に関しては、主として大学において保管しているアイヌの人々の遺骨を同施設に集約する前提として、大学において可能な限り返還することとされているため、まず文部科学省において全国の大学の遺骨保管状況を調査し、その結果を部会に報告することとされた。これと並行して慰霊施設の設置に係る論点の整理がなされるはずであったが、これは杳として進まなかった。その背景には遺骨の所有権をはじめ関連する問題の困難さもあるが、慰霊施設の所管官庁のなり手がなかったという問題が大きいように思われる。政府においてアイヌ政策推進の中心にいるのは内閣官房(アイヌ総合政策室)であるが、官房は企画立案・調整機能のみを有し、具体の事業実施は各府省に委ねなければならないという政府組織の狭間に落ち込んだ形であった。このような場合に問題解決の鍵を握るのは政治の力であるが、様々な問題を抱えていた民主党政権においては、政治の突破力が示されることがないまま2013年度に持ち越されることになった。また、全国的な生活向上施策についても、前年度に全国のアイヌを対象に行われた生活実態調査の結果を踏まえつつ文部科学省や厚生労働省による政策検討が行われたが、なかなか思うような政策の提示がなされず、部会における検討だけでなく、非公式に部会長と各省担当者との協議も重ね、12年の末になってアイヌ子弟を対象とする奨学金制度が新設される方向が固まった。しかし、これについても、使い勝手の改善や受給者の認定方法など、実施面において解決すべき問題が残されている。このような問題について各省と協議する中で再確認したことが担当課長補佐の力である。個々の具体的政策の内容が実質的に補佐によって決定されるということは関連文献において指摘されているが、多くの局面でその事実を確認することができた。第三の柱である国民理解の促進に関しては、これまでの官製広報の枠を超えて、「民間の活力」を活かすべく様々な努力がなされている。これまでも民間企業のトップの中にはアイヌに関心・理解を持つ人々が伏在していたが、これらの人々に表に出て具体的活動を始めるよう各方面に働きかけ、ようやくその効果が感じられるようになってきている。

関連する研究活動としては、筆者がセンター長を務めるアイヌ・先住民研究センターと共同で進めている一連のものがある。

2012年度は、8月11日に『ニュージーランドとカナダの先住民族政策』と題するシンポジウムを開催し、デス・カホテア氏（マオリ文化遺産考古学コンサルタント）に「マオリの文化遺産管理と法制度」と題する報告を、ブラッドフォード・モース教授（ニュージーランド・ワイカト大学法学部長）に「先住民族と植民国家：カナダとニュージーランドの経験」と題する報告をしていただき、後者について筆者がコメントを行った。また、12月9日に『台湾原住民族政策の理念と現状：個人認定・言語復興・文化公園を中心に』と題するシンポジウムを開催し、筆者による日本の現状に関する報告に続いて、林修澈（国立政治大学原住民族研究センター長）「台湾における原住民と原住民族の認定」、黄季平（国立政治大学民族学系副教授）「台湾原住民族の言語の推進」、鍾興華 [Calivat GADU]（台湾原住民族文化園區管理局長）「台湾原住民族の伝統文化の振興と伝承…原住民族文化公園を例として」の3本の報告を得た。

このほかに、7月12日に日本学術振興会ワシントンDCセンター主催の第17回 "SCIENCE IN JAPAN" Forum が "Routes of Indigenous Research" をテーマに開催され、筆者は "Toward Ainu and Japan Specific Indigenous Policies" と題する報告を行った。